

○苫小牧市保育所条例

昭和32年4月1日

条例第7号

改正 昭和34年2月6日条例第1号

昭和36年9月12日条例第37号

昭和39年9月14日条例第33号

昭和39年12月17日条例第43号

昭和41年4月1日条例第8号

昭和43年4月1日条例第7号

昭和43年8月1日条例第26号

昭和46年12月16日条例第36号

昭和46年12月16日条例第38号

昭和47年10月5日条例第29号

昭和47年10月5日条例第31号

昭和48年7月1日条例第31号

昭和49年6月11日条例第14号

昭和49年10月7日条例第26号

昭和50年3月26日条例第7号

昭和51年3月27日条例第5号

昭和54年9月27日条例第23号

昭和55年3月31日条例第4号

昭和56年3月28日条例第7号

昭和57年7月6日条例第16号

昭和58年3月14日条例第7号

昭和62年3月23日条例第2号

平成5年3月30日条例第4号

平成7年3月16日条例第6号

平成7年10月11日条例第20号  
平成9年12月16日条例第36号  
平成11年3月24日条例第6号  
平成11年12月28日条例第24号  
平成12年9月30日条例第27号  
平成17年6月29日条例第19号  
平成23年12月19日条例第22号  
平成25年12月20日条例第42号  
平成27年3月25日条例第9号  
平成28年3月23日条例第12号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条に規定する保育を必要とする児童を保育するため、法第35条第3項の規定に基づき、市に保育所を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
苫小牧市立ひまわり保育園	苫小牧市高砂町2丁目5番4号
苫小牧市立みその保育園	苫小牧市美園町3丁目9番15号
苫小牧市立しみず保育園	苫小牧市清水町2丁目7番11号
苫小牧市立やまて保育園	苫小牧市山手町2丁目9番4号
苫小牧市立いとい北保育園	苫小牧市日新町4丁目3番15号

(入所定員)

第4条 保育所の入所定員は、次のとおりとする。

苫小牧市立ひまわり保育園 90名

苫小牧市立みその保育園 90名

苫小牧市立しみず保育園 90名

苫小牧市立やまて保育園 90名

苫小牧市立いとい北保育園 120名

- 2 市長は、保育所の改築その他やむを得ない事由がある場合は、規則で定めるところにより、一時的に前項の入所定員を変更することができる。

(保育料)

第5条 市長は、特定教育・保育及び特別利用保育を受けた子どもの支給認定保護者から、保育料を徴収する。

- 2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育 支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

- (2) 特別利用保育 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）

- 3 市長は、特に必要と認める場合は、保育料の全部又は一部を免除することができる。

- 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、保育所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に、保育所の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わ

せることができる。

- (1) 保育の利用に関する業務
- (2) 保育所の維持管理に関する業務
- (3) その他保育所の管理運営上必要と認める業務  
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年2月6日条例第1号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年9月12日条例第37号改正）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年7月1日から適用する。

附 則（昭和39年9月14日条例第33号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年12月17日条例第43号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、苫小牧市立はまなす保育園に関する改正規定は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第8号改正）

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第7号改正）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月1日条例第26号改正）

この条例は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則（昭和46年12月16日条例第36号改正）

この条例は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則（昭和46年12月16日条例第38号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月5日条例第29号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月5日条例第31号改正）

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月1日条例第31号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月11日条例第14号改正）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月7日条例第26号改正）

この条例は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月26日条例第7号改正）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、苫小牧市立いとい北保育園に係る改正規定は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月27日条例第5号改正）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月27日条例第23号改正）

この条例は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第4号改正）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月28日条例第7号改正）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月6日条例第16号改正）

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日条例第7号改正）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日条例第2号改正）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日条例第4号改正）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月16日条例第6号改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第20号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月16日条例第36号改正）

この条例中、第1条の規定は平成11年4月1日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第6号改正）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第24号改正）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月30日条例第27号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第19号改正抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第22号改正）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第42号改正）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第9号改正）

1 この条例は、支援法の施行の日から施行する。

2 当分の間、この条例による改正後の苫小牧市保育所条例第5条第2項第2号の適用については、同号中「支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総

理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは、「支援法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する額の合計額」とする。

附 則（平成28年3月23日条例第12号改正）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。